

公 告

確定拠出年金法施行令第30条及び個人型年金規約第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月25日

国民年金基金連合会

理事長 松下 睦



個人型年金規約の一部を変更する規約

令和6年11月25日

国民年金基金連合会 理事長 松下 睦

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

○個人型年金規約の一部を変更する規約 新旧対照表

新	旧
<p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>四 <u>その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 <u>労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名又は過半数代表者の氏名</u></p> <p>七 <u>労働組合又は過半数代表者の中小事業主掛金の拠出及び当該掛金の額の決定についての同意を得た旨</u></p> <p>八 <u>第2号に規定する場合にあっては、同号の資格を定めることについて労働組合又は過半数代表者からその同意を得た旨</u></p> <p>2 中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、<u>その名称及び住所並びに前項各号</u>に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一 <u>その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p>	<p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)</p> <p>第70条の3 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>三 <u>その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額</u></p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、<u>その名称、住所、及び前項</u>に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一 <u>施行規則様式第10号により作成した書類</u></p>

新	旧
<p><u>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p><u>ロ 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の実施状況</u></p> <p><u>ハ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p><u>ニ 当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第1号厚生年金被保険者を使用する場合には、その使用する第1号厚生年金被保険者の総数</u></p> <p><u>ホ 当該労働組合の名称</u></p> <p><u>ヘ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員であるものの数</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>二 その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p><u>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p><u>ロ 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況</u></p> <p><u>ハ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p><u>ニ 当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第1号厚生年金被保険者を使用する場合には、その使用する第1号厚生年金被保険者の総数</u></p> <p><u>ホ 当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所、役職、管理監督の地位に該当するかの有無並びに選出日及び選出方法</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>二 施行規則様式第11号により作成した書類</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>三 前項第4号に規定する場合には、施行規則様式第12号により作成した書類</u></p> <p><u>四 その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは施行規則様式第15号、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは施行規則様式第16号により作成した書類</u></p>
<p><u>三 前項第2号又は第5号に規定する場合（前条第6項第2号の資格に係る場合を除く。）にあつては、その資格が確認できる書類</u></p>	<p><u>五 前項第4号又は第5号に規定する場合（前条第6項第2号の資格に係る場合を除く。）にあつては、その資格が確認できる書類</u></p>

新	旧
<p>3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年1回、<u>次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣及び連合会に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p>二 <u>企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況</u></p> <p>三 <u>当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p>四 <u>当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第1号厚生年金被保険者を使用する場合にあっては、その使用する第1号厚生年金被保険者の総数</u></p> <p>五 <u>登録事業所番号</u></p> <p>(中小事業主掛金額の決定)</p> <p>第73条の2 拠出期間の中小事業主掛金の額は、第75条及び第75条の2に定める拠出限度額の範囲内において、中小事業主が決定するものとする。</p> <p>2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定する場合は、その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは<u>過半数代表者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(中小事業主掛金額の変更)</p> <p>第74条の2 中小事業主は、中小事業主掛金の額の変更を、個人型掛金拠出単位期間につき1回のみ行うことができるものとする。</p> <p>2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは<u>過半数代表者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項</p>	<p>3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合においては、毎年1回、<u>前項第1号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中小事業主掛金額の決定)</p> <p>第73条の2 拠出期間の中小事業主掛金の額は、第75条及び第75条の2に定める拠出限度額の範囲内において、中小事業主が決定するものとする。</p> <p>2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定する場合は、その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは<u>当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(中小事業主掛金額の変更)</p> <p>第74条の2 中小事業主は、中小事業主掛金の額の変更を、個人型掛金拠出単位期間につき1回のみ行うことができるものとする。</p> <p>2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは<u>当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項</p>

新	旧
<p>に変更があったとき（中小事業主の名称又は住所に変更があった場合を除く）は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>二 <u>第70条の3第1項の届出事項について変更があった場合（次号から第5号までに掲げる場合を除く。）</u> <u>次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定めた場合（当該資格を変更した場合を含む。）</u> <u>にあつては、その拠出の対象となる者の範囲</u></p> <p>ロ <u>変更年月</u></p> <p>ハ <u>その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があった者に限る。）の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>ニ <u>その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更（拠出期間の変更を含む。以下このニ及びトにおいて同じ。）</u> <u>があった場合は、変更後の拠出期間の掛金の額</u></p> <p>ホ <u>中小事業主掛金の額を資格ごとに同額とする場合（当該資格ごとの額を</u></p>	<p>に変更があったとき（中小事業主の名称又は住所に変更があった場合を除く）は、遅滞なく、その名称、<u>住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</u></p> <p>一 <u>その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があった者に限る。）の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>二 <u>その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があつたときは、変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額</u></p> <p>三 <u>中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）</u> <u>にあつては、中小事業主掛金の拠出の対象となる者の範囲</u></p> <p>四 <u>中小事業主掛金の額を資格ごとに同額とする場合（当該資格ごとの額を変更する場合を含む。）</u> <u>にあつては、その資格ごとの額</u></p> <p>五 <u>変更年月日</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>更する場合を含む。)は、その資格ごとの額</p> <p>へ <u>労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名又は過半数代表者の氏名</u></p> <p>ト <u>イ又はニに規定する場合にあっては、イの資格を定め、若しくは変更すること又はニの変更をすることについて労働組合又は過半数代表者からその同意を得た旨</u></p> <p>ニ <u>当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者の追加があった場合</u> 下に掲げる事項 (新設)</p> <p>イ <u>変更年月</u></p> <p>ロ <u>当該者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>ハ <u>当該者の拠出期間の中小事業主掛金の額</u></p> <p>三 <u>当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者が減少した場合</u> 下に掲げる事項 (新設)</p> <p>イ <u>変更年月</u></p> <p>ロ <u>その拠出の対象から除かれた者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>四 <u>当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、氏名、性別、生年月日又は基礎年金番号に変更があった場合</u> 下に掲げる事項 (新設)</p> <p>イ <u>変更年月</u></p> <p>ロ <u>その拠出の対象となる者の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>五 <u>当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めた場合において、その者の掛金の額に変更があったとき</u> 下に掲げる事項 (新設)</p> <p>イ <u>変更年月</u></p> <p>ロ <u>その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</u></p> <p>ハ <u>変更後の拠出期間の掛金の額</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる場合にあつては、同号に定める事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の場合において、第70条の2第10項の規定により中小事業主掛金の額を変更したとき又は前項第3号に規定する場合にあつては、同項に掲げる事項を記載</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>一 その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p><u>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p><u>ロ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p><u>ハ 当該労働組合の名称</u></p> <p><u>ニ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数</u></p> <p><u>二 その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p><u>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p><u>ロ 当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p><u>ハ 当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所、役職、管理監督の地位に該当するかの有無並びに選出日及び選出方法</u></p> <p><u>三 前項第1号イ又はホに規定する場合（第70条の2第6項第2号の資格に係る場合を除く。）にあっては、その資格が確認できる書類</u></p> <p>3 中小事業主は、<u>労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</u></p>	<p>した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p><u>一 第70条の2第10項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、施行規則様式第十三号により作成した書類</u></p> <p><u>二 前項第3号に規定する場合にあっては、施行規則様式第十二号により作成した書類</u></p> <p><u>三 第70条の3第2項第4号に掲げる書類</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>四 前項第3号又は第4号に規定する場合（第70条の2第6項第2号の資格に係る場合を除く。）にあっては、その資格が確認できる書類</u></p> <p>3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、<u>その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</u></p>

新	旧
<p>一 <u>その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p>イ <u>当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p>ロ <u>当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p>ハ <u>当該労働組合の名称</u></p> <p>ニ <u>当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数</u></p> <p>二 <u>その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類</u></p> <p>イ <u>当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</u></p> <p>ロ <u>当該厚生年金適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者の数</u></p> <p>ハ <u>当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所、役職、管理監督の地位に該当するかの有無並びに選出日及び選出方法</u></p> <p>4 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 中小事業主掛金の額の変更<u>年月</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金を拠出しなかったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 中小事業主掛金の拠出を終了する<u>年月</u></p> <p>二 (略)</p> <p>第166条の9 第166条の7第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた連合会は、個人型年金に個人別管理資産がある者に係る次に掲げる事項を記載し、<u>若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を、</u>確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業</p>	<p>一 <u>施行規則様式第十四号により作成した書類</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 <u>第70条の3第2項第4号に掲げる書類</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 中小事業主掛金の額の変更<u>年月日</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金を拠出しなかったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。</p> <p>一 中小事業主掛金の拠出を終了する<u>年月日</u></p> <p>二 (略)</p> <p>第166条の9 第166条の7第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた連合会は、個人型年金に個人別管理資産がある者に係る次に掲げる事項を記載し、<u>又は記録した書面又は電磁的記録媒体を、</u>確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第29条第1項に規定する事業主等を</p>

新	旧
主等をいう。)に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一～四 (略)	いう。)に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一～四 (略)

附 則 (令和6年11月25日公告)

この規約は、令和6年12月1日から施行する。